

第32回

# 明石市民夏まつり

明石公園 ・ 大蔵海岸

警 備 実 施 計 画 書

第1稿 平成13年7月9日

(株) ニシカン大阪支社 明石営業所

## 第32回

## 明石市民夏まつり

明石公園 ・ 大蔵海岸

警備実施計画 目次第1章 全体共通編

第1節	イベント概要	4
第1	イベント名称	
第2	趣旨及び特色	
第3	開催日時	
第4	主催者	5
第5	開催場所	
第6	後援	
第7	行事内容	
第8	来場者予測	
第9	会場までのアクセス	
第2節	警備基本計画	6
第1	警備目的	
第2	自主警備基本方針	
第3	警備情勢及び問題点とその対策	7
第4	自主警備に関する問題点とその対策	8
第5	警備体制	
第6	警備基本業務	9
第7	警備員配置ポスト	13
第8	警備連絡、調全体制の確立	
第9	遺失物・拾得物の取り扱い	
第10	迷子の取り扱い	14

第11	緊急対応	
第12	不審物・危険物・異臭等の発見時対応	
第13	報告・連絡体制	
第14	警備員の教育	15
<b>第3節</b>	<b>各種事案対応要領</b>	15
第1	傷病者発生時の対応	
第2	交通事故発生時の対応	16
第3	火災発生時の対応	17
第4	各種不法事案発生時の対応	18
第5	水難事故発生時の対応	19
第6	天災発生時の対応	20
第7	迷子等取り扱いの対応	21
第8	遺失物・拾得物取扱いの対応	
第9	不審物発見時の対応	
<b>第4節</b>	<b>無線通話編</b>	22
第1	無線設備	
第2	通信系統	
第3	管理責任者	
第4	保管及び使用上の留意点	
第5	移動局取扱者	23
第6	通話の種類	
第7	至急通話の優先扱い等	
第8	通話方法	
第9	送信速度	24
第10	応対及び解信の順位	
第11	無線局の呼び出し名称及び配置	
第12	メリット（感度）交換要領	
第13	無線用語の説明	25
<b>第5節</b>	<b>警備業務用資材の携帯と使用</b>	25
第1	警備用資材機器の準備・携行	
第2	その他	

## 第32回

## 明石市民夏まつり

《 明石公園及び大蔵海岸一帯 》

## 警 備 実 施 計 画 書

## 第1章 全体共通編

## 第1節 イベント概要

## 第1・イベント名称

名称 : 【 第32回 明石市民 夏まつり 】

(明石公園・大蔵海岸一帯)

☆ 新世紀にふさわしい 市民参加型のまつり！！

## 第2・趣旨及び特色

20世紀から21世紀へ、新世紀にふさわしい市民参加型の“まつり”を一層にぎやかに東播磨最大の『花火大会』で祝い、明石海峡大橋をバックに打ち上げ花火やスターマイン及び仕掛花火が3000発、バラエティー豊かに楽しめるあらたな行事のひとつに位置付けられたものである。

## 第3・開催日時

平成13年7月20日(祝) 午後3:00～午後7:30

21日(土) 午後7:45～午後8:30

※ 21日(土)のみ荒天等中止の場合は、22日(日)に順延

#### 第4 主催者

- ・明石市民夏まつり実行委員会（以下の12団体で構成予定）  
明石市、明石商工会議所、明石観光協会、神戸新聞社  
（財）兵庫県園芸・公園協会、（財）明石市緑化公園協会  
明石市商店街連合会、（社）明石青年会議所、明石市連合女性の会、明石市文化  
団体連合会、明石コミセン・公民館サークル連絡協議会、明石青少年連絡協  
議会

#### 第5 開催場所

- ・（別添1：会場関連位置図参照）

#### 第6 後援

- ・ JR西日本・山陽電気鉄道・神戸新聞事業社  
デイリースポーツ社・サン・テレビジョン

#### 第7 行事内容

- ・（別添2：会場別タイムスケジュール参照）
  - 20日・・・セレモニー、ステージ演奏・演技、模擬店等の他  
市民参加型の踊り等のイベント
  - 21日・・・花火大会、夜店市、スイカ無料配布  
・協賛行事として21日(土)に下記のイベントを実施。

市民会館中ホールにおいて、明石市民謡連合会による民謡大会  
大蔵海岸西地区において、明石漁業協同組合によるタコつり大会

#### 第8 来場者予測

#### 第9 会場までのアクセス

## 第2節 警備基本計画

### 第1 警備目的

この第32回 明石市民夏まつりのイベントは、新世紀にふさわしい“市民参加型”を趣旨とし感動を与え、新たなエネルギーとして一層活力ある『明石市づくり』を伝えるため、世界一のつり橋がかかる明石海峡を舞台に、明石海峡大橋・大蔵海岸及び明石公園、その他周辺で開催される。

よって、この「第32回 明石市民夏まつり」に関する自主警備に於いてもこの趣旨等に沿った《警備方針を確立》して、本イベントならびに関係諸行事が安全かつ円滑に運営されることを最大の目的とした“警備活動”を実施する。

### 第2 自主警備基本方針

#### 1 スマートでソフトな警備と秩序維持の調和

新世紀における明石市民の力強く踏み出す第一歩となる夏の記念イベントであることから、明るい笑顔、優しい声かけなどを実施すると共に、対暴走族・立ち入り禁止区域への侵入者に対しては、凛々しさのある毅然とした態様で警備を実施することを基本方針とする。

#### 2 来場者導線の確立と徹底

会場によっては、他の行事（海水浴等）と来場者が混在するため、本行事における来場者導線を明確にしてその導線幅が広がらないよう徹底する。

#### 3 警備責任の明確化

広範囲にわたる警備エリアを複数の警備区に分割し、その警備実施における責任体制を明確にする。

#### 4 総合警備本部を核とした組織的警備体制の確立

警備範囲は広域であり又、業務内容も「施設警備・交通誘導・雑踏警備」と多岐に亘る事から、夏まつり実行委員会、警察・消防等の関係諸機関と密接な連携を取れる様「総合警備本部」を設置し又、会場毎の警備業務推進責任体制を明確にして、「総合警備本部」を核とした“組織的警備体制”を確立する。

#### 5 警備本部直轄遊撃隊の配置及び運用

会場毎に遊撃隊を配し突発事案発生時、その他警備情勢の変化等に対応する為、警備本部を直轄で弾力的かつ柔軟に運用、機動力のある効率的な警備業務を実践する。

#### 6 運営本部及び警察・消防等関係諸機関との連携

総合警備本部及び各地区責任者は、運営本部及び関係諸官庁との連携を密接に行い、その指示・指導のもと効率的に業務を推進する。

### 第3 警備情勢及び問題点とその対策

#### 1 警備情勢等

(1) 本イベントは新世紀にふさわしい“市民参加型”を趣旨とし感動を与え、新たなエネルギーとして一層活力ある「明石市づくり」を伝えるため、明石公園・大蔵海岸を舞台に実施されるものであることから各会場とも多数の来場者が予測される。

(2) 来場者予測（主催者による来場者予測及びアクセス等）

◎ 明石公園(80,000人・予測)

項目	人数	%	備 考
自家用車			駐車場の無い旨の十分なPRの実施
電車			乗客搬送に十分な準備・計画を要す
自転車			駐輪場の確保
徒歩			
バス			
その他			車椅子等の参加を見込む

◎ 大蔵海岸(120,000人・予測)

項目	人数	%	備 考
自家用車			駐車場の無い旨の十分なPRの実施
電車			乗客搬送に十分な準備・計画を要す
自転車			駐輪場の確保
徒歩			
バス			
その他			車椅子等の参加を見込む

● マイカー来場者の抑止案内広報の実施

(3) 来場者の行動等

本イベントは2日間に亘り実施され、学校が夏休み入る事から来場者は地元住民及び他府県からの来場者となる他、年齢層としては幼児～大人までが対象者と予測される。

それら来場者の行動を考察すると、

- 日没を観覧後、大蔵海岸会場に来場する。
- “夜店市”を目当てに来場する。
- 夕涼み～花火見物に来場する
- 海水浴～花火見物に来場する

等が考えられることから、各会場での混雑状況が時間ごとに変動・変化することが予測される。

#### 2 問題点

(1) 駅情勢・状況

- ・ 明石公園会場へは、JR・山陽電鉄・路線バス等を利用しての来場者が大半を占める事が予測される。

(2) 導線(イベント来場者における通行経路)情勢

- ・大蔵海岸会場は海水浴場との併設となっている為、海岸線からの入場経路に於いては転落事故及び入水事故が予測される。
- 会場北側には国道2号線・28号線があり、明石公園会場はJR及び山陽電鉄の明石駅やバス停があり、国道及び県道を横断して来場となるが、各道路とも歩道が狭いため乱横断、車道へのはみ出し等による交通事故が予測される。
- ・信号無視による横断等も予測される。
- ・来場者の送迎などによる停車に起因する交通渋滞及び国道とに点在するレストラン・深夜営業店等に入出入りする車両による交通渋滞が予測される。
- ・道路規制后海水浴に来場されている退場車両等との接触事故等が予測される。

### (3) 会場周辺の情勢

- ・防犯柵の未設置箇所及び照明設備等が少ない。
- ・若年層が多いと予測される為、泥酔状態での遊泳及び立ち入り禁止区域への侵入が予測される。
- ・各会場とも突発的緊急時案が発生した場合、緊急車両の進入しにくい立地条件下にある。

## 第4 自主警備に関する問題点とその対策

### 各問題点とその対策

- (1) 交通誘導警備対策（国道2号線・28号線、県道明石駅前北側の交通渋滞を含む）
- (2) 各会場を含む雑踏警備対策（主要駅からイベント会場までの経路）
- (3) その他
  - 突発事案対策
  - 露店対策
  - 住民対策
  - 転落事故防止対策
  - VIP対策
  - 暴走族対策

※ 詳細については、

( 別添3：自主警備に関する問題点とその対策一覧 )

## 第5 警備体制

### 1 警備員の配置

#### (1) 固定警備員の配置

会場毎の問題点に対する対策に沿って、必要な箇所に配置箇所を定めて警備員を配置し、主として次の基本業務を遂行する。



- 施設警備業務
- 交通誘導警備業務
- 雑踏警備業務
- 駐車露店対策業務

## (2) 遊撃隊の配置

会場毎の問題点に対する対策に沿って、配置箇所を定めず、警備区域全域に於ける流動警戒のほか、後述する地区警備本部直轄としてその時々警備情勢に応じた弾力的な運用とし、主として次のような業務を遂行する。

- 各種事件事故等突発事案対応業務
- 固定配置警備員のみでは対応不可能な場合に於ける支援業務
- V I Pに対する身辺警備業務
- その他特命業務

## 2 警備区の設定

原則として、各会場とも警備区域をその配置箇所や業務内容に応じて複数の警備区に分割し、警備実施における責任体制を明確にする。

## 3 隊長の指定と配置

分割された警備区域及び遊撃隊毎に隊長を指定して配置、隊長は、責任区域内の警備員を統括するほか、後述する地区警備本部との連絡・調整を図り業務を遂行する。

## 4 地区警備本部の設置

原則として、会場毎の地区警備本部を設置し、会場運営本部及び会場毎の関係諸官庁との綿密な連携を図りながら、上記3の各隊長との連絡・調整、後述する総合警備本部との連絡・調整、その他記録等の業務を遂行する。

## 5 総合警備本部の設置

警備実施全体の統括本部として総合警備本部を設置し、運営本部や関係諸官庁との密接な連携を図りながら、地区警備本部との連絡・調整、各会場の警備実施状況の確認と計画外案件や業務発生時の連絡調整、その他記録等警備業務全般に関する統括業務を遂行する

## 第6 警備基本業務

### 1 施設警備業務

#### (1) 施設警備業務

##### ① 出入管理業務の目的

特定の関係者以外出入り禁止箇所において、不審者や不許可の侵入、不審物品の持込及び持ち出しの防止を主たる目的として、人・物・車両の出入り管

理業務を実施する。

・業務内容

関係者（車）出入口に於いては、一般来場者（車）の侵入防止業務を主たる目的として、出入りする人物のIDカードのチェック及び出入りする車両の通行証のチェックを行う。

- ② 関係者への面会等、その場で判断に迷うような場合は、警備本部に連絡し確認終了後対応する。

2 巡回業務

① 巡回業務の目的

イベント実施の妨害となるような要因や来場者の安全確保の妨げになるような要因等の早期発見及び除去を主たる目的として、会場内を巡回し各種事故事件の未然防止に努める。

② 巡回実施時の着眼点

一般的に、次のような観点で巡回業務を実施する。

- ・秩序を乱すような行為が行われていないか
- ・諸規則に違反しているものはないか
- ・人や車両の導線上に障害となる物品等の放置がなされていないか
- ・関係者エリアへの侵入者はいないか
- ・緊急事案発生時に、避難誘導に必要な導線確保がされているか
- ・消火器等消火設備が、正しく使用される状態になっているか
- ・設置した看板や備品類が倒壊したり紛失していないか
- ・迷子事案が発生している場合、その関係者と思慮されるものがないか
- ・その他、会場全体が正常な状態で運営されているか

③ 巡回業務の種類

巡回業務はあらかじめ巡回する経路を定めて行う定線巡回と経路を定めない乱線巡回とがあるが、本会場は広範囲に及びその時々々の情勢に応じて対応してゆくため、乱線巡回を原則とする。

3 交通誘導業務

(1) 交通誘導業務の目的

会場周辺の交差点や駐車場出入口に於いて、車両と歩行者との接触防止並びにスムーズな交通流の確保と渋滞の防止及び緩和を目的として、交通誘導業務を行う。

(2) 交通誘導業務要領

① 実施時の留意事項

交通誘導業務は、警察官の行う交通整理とは本質的に異なるものであり、

道路交通法その他関係法令を遵守して、相手の自発的な協力に基づいて行うことに十分留意する。

② 交差点における交通誘導業務

交差点に於いては、関係車両の他、一般車両や歩行者、自転車などさまざまな通行が予測される関係車両や駐車場に出入する一般車両については、予め定められた導線に誘導しスムーズな交通流の確保に努めるが、特に歩行者や自転車等交通弱者の安全確保に十分注意し、確実に歩車分離して交通事故防止を徹底する。

とりわけ、歩行者の動向には、常に細心の注意を払い、

- ・横断歩道以外の場所の横断
- ・赤信号時や点滅信号時の横断
- ・車道上での横断待ちを絶対しないように注意する。

③ 駐車場出入口における交通誘導業務

駐車場出入口に於いては、頻繁な車両の出入により、渋滞の原因となり得るほか、接触事故の起こりやすい状況になる。

従って、あらかじめ定められた導線を明確に示して車両の誘導を行い、特に駐車場出入り口前の歩道等を歩行する歩行者や通行する自転車に十分留意して、各種事故の未然防止を図る。

又、特に出庫の際には、当該出庫車両を優先して前方道路の交通流を遮断する等、一般交通に大きな影響を及ぼす誘導は行わず、道路交通法を遵守したスムーズな誘導を行う。

④ 資器材の活用と誘導上の注意点

交通誘導業務に従事する警備員は、誘導等・警笛・トラメガ、夜光チョッキ等の必要な資器材を携行し、業務遂行時には積極的に活用して安全な誘導を行う。

又、誘導の合図は、早め早めに大きくはっきりと行い、特に車両の停止誘導を行う場合は、なるべく大型車両を先頭にする事のない様心がける。

⑤ その他

交通誘導業務中に於いては、運転手や歩行者から地理に関する質問が予測されるが、簡潔に的確な返答が行えるよう、周辺道路地理等について十分把握しておき、特に車両の停車時間の短縮に努める。

4 雑踏警備業務

(1) 雑踏警備業務の目的

ある特定の場所に集中する不特定多数の来場者に対して、導線確保及び誘導等により、来場者の安全確保を目的とした雑踏警備業務を行う。

(2) 雑踏警備業務の留意点

人による雑踏に於いては、ある一定の秩序を保つことで円滑かつ安全な誘導が可能であるが、一度その秩序が乱れると、雑踏が無秩序に広がり、事故の起こりやすい状況になる。

したがって、群集心理を念頭におき、その群衆に協力を求めながら理解を得て業務を遂行しなければならないのであり、言葉づかい又は態度には十分留意しなければならない。

(3) 雑踏警備業務実施要領

雑踏警備業務は、あらかじめ定められた導線に確実に来場者を誘導し、無秩序な人の往来や渋滞を防止する。

具体的には、トラメガ等を利用し、その導線を明確に案内するほか、雑踏が滞留してしばらく動かない場合には、雑踏中にいる人々では見えない前方の状況等を随時伝えて、安心感を与えるよう努めなければならない。

5 駐車場対策業務

(1) 駐車場対策業務の目的

各会場に於いては、駐車場が無い或いは駐車可能台数が少ない等の理由により、特に一般来場車両による不法駐車が多数予測される。

駐車車両が発生した場合には、円滑な交通が妨げられ、渋滞や交通事故発生の原因となるほか、関係車両や出演者等が契約時間に間に合わない等各方面に多大な影響を及ぼす。

従って、周辺道路に於いて不法駐車車両の排除を行うことにより、安全且つ円滑な交通流の確保を主たる目的として、駐車対策業務を行う。

(2) 駐車対策実施要項

道路上に駐車しようとしている車両を発見した場合は、その場所は駐車禁止である旨を伝えて、移動を要請し、状況に応じては付近の駐車場を案内する。

協力してもらえなく、又著しく交通の妨げとなる場合に於いては、即刻隊長経由で警備本部に連絡し、警察官の臨場を依頼する

6 露店対策業務

(1) 露店対策業務の目的

各会場には、不特定多数の人が来場するため、歩道や会場敷地内に無許可露店の出店が予測される。

露店が出店した場合は、円滑な来場者の妨げとなり、雑踏による事故の原因ともなりえる。

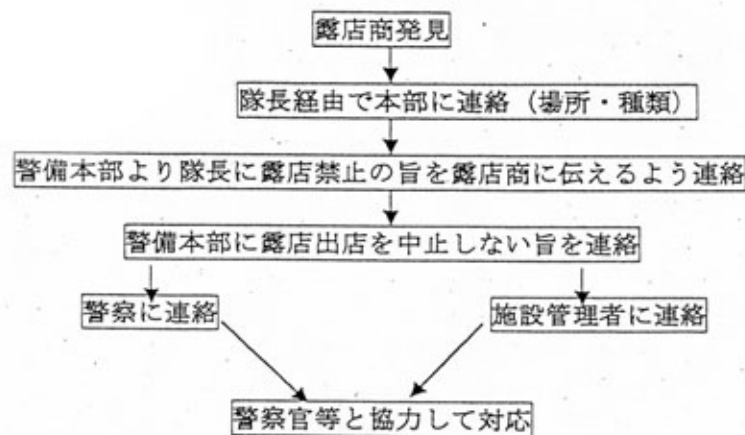
従って、露店の出店を未然に防止し、スムーズな来場者の誘導を行うこ

とを目的に、露店対策業務を実施する。

(2) 露店対策実施要領

露店を発見した場合には、その状況や場所により対応方法が異なるが原則として下記の方法にて対応する。

なお、露店対策業務は、その特性上「2名以上」の複数で対応する。



第7 警備員配置ポスト

具体的な警備員配置等については、「第2章各会場別警備実施計画」及び（添4：警備員配置一覧 参照）のこと。

第8 警備連絡、調整体制の確立

総合警備本部を核とした一元的な連絡調整体制を（別添5：自主警備連絡・調整体制図 参照）とおき確立する。

第9 遺失物・拾得物の取り扱い

遺失物の申告及び来場者の届出を受理した場合は、最寄の警察官、遺失・拾得物取扱所及び総合案内所を教示し、措置を委ねる事とする。

※ 詳細な取り扱い方法については「第1章・第3節・第8」のとおり。

第10 迷子の取り扱い

※ 詳細な取り扱い方法については「第1章・第3節・第7」のとおり。

### 第1.1 緊急対応

※ 詳細な対応要領については「第1章・第3節」各種事案対応要領のとおり。

### 第1.2 不審物・危険物・異臭等の発見時の対応

※ 詳細な取り扱い方法については「第1章・第3節・第9」のとおり。

### 第1.3 報告・連絡体制

#### 1 上番

各警備隊にあつては、事前に指定された時間・場所において全員整列し、地区警備本部に上番報告を行い、点呼及び必要な注意事項並びに連絡事項を受けた後、配置につくものとする。

#### 2 配置完了報告

各警備隊長は、上番報告の後、全警備員が配置完了した時点で、地区警備本部の無線にて、速やかにその旨の報告を実施する。

#### 3 定時報告

各警備隊長は、後述する即時報告とは別に、業務開始後30分毎に地区警備本部に対して、その時点での受け持ち区域の警備状況を無線にて簡潔に報告する。

各警備本部は、各警備隊長から定時報告された状況を取りまとめて会場運営本部及び総合警備本部へ随時連絡し、総合警備本部は各地区警備本部から報告された状況を取りまとめて、会場運営本部へ適宜報告する。

#### 4 即時報告

各警備隊長は、各種事件事故等緊急事案が発生した場合、速やかに地区警備本部に無線連絡し、地区警備本部は、第一次的に対応方法等的確な措置に関する連を行うと共に、会場運営本部及び総合警備本部に速やかにその旨を報告する。

総合警備本部は、対応方法についての確認と補足をすると共に、会場運営本部へ追加連絡を実施し必要な指示を仰ぐ。

#### 5 下番報告

各警備隊は、地区警備本部から任務終了の連絡があった後、事前に指定する場所において全員整列の上、地区警備本部に対し下番報告をして、人員・装備その他について点検を受ける。

#### 6 報告書の提出

- ・ 当日の警備員名簿は、当日の上番報告時に提出する。
- ・ 警備本部は、取り扱い状況等を取りまとめ、後刻実行委員会に提出するものとする。

※ 但し、緊急を要する取り扱い事項は、当日書面報告とする。

#### 1.4 警備員の教育

##### 1 警備打ち合わせ会議及び説明会

本警備は、複数の警備会社の総力をあげた警備実施となることから。総合力を発揮できるよう警備打ち合わせ会議及び説明会を開催するなど意思疎通を図る。

##### 2 警備員教育

本警備が趣旨に沿い安全に実施されるように「警備業法」に定める警備員教育は勿論のこと、本警備に関する任務の事前教育を十分に行う。

##### 3 服装・装備等

警備業法に基づき登録された端正な制服を使用し、業務に必要な装備品を携行して任務遂行できるようにすること。

### 第3節 各種事案対応要領

#### 第1 傷病者発生時の対応

傷病者を発見・認知した場合は、119番通報や応急措置の実施など極めて迅速な対応が要求される。

##### 1 傷病者の状態把握等

傷病者を発見・認知した場合に於いては、まず傷病者がどのような状態なのか確認する。

その状態如何では、救急要請が必要になることがあることからの確な観察を行う。観察あるいは、調査する項目については、下記項目のとおりであるが、可及的速やかに実施することが肝要である。

- ・ 負傷者の程度（外傷の有無・負傷部位の特定・出血や骨折の有無等）
- ・ 負傷の原因
- ・ 意識・呼吸の有無
- ・ 傷病者の人数、性別、年齢（不明な場合は推定）
- ・ 自力移動の可否
- ・ 119番の必要性（本人確認、同行者や家族に確認、意識呼吸の有無から判断する等の方法で行う）

##### 2 地区警備本部への即時報告

観察等終了した時点で、速やかにその内容を地区警備本部に連絡する。

### 3 119番通報の実施と医療関係者の臨場

119番通報が必要な場合は、原則として地区警備本部が行う。但し、明らかに即時通報が必要と判断される場合に於いては、直接通報した旨の報告を地区警備本部に連絡する。

### 4 現場措置の実施

119番通報の場合は、救急車が到着するまでの間、傷病者の状態観察及び応急措置を実施する。

### 5 情報入手

可能な範囲で、氏名・年齢・性別・連絡先等の情報を本人及び同行者から入手すると共に、地区警備本部に連絡する。

対応終了後、地区警備本部へ報告書を提出する。

### 6 救急車両の導線確保

119番通報後に、救急車両が到着する間、誘導経路の確保及び野次馬等の排除を実施し、救急活動に支障をきたさぬよう警戒を実施する。

搬送終了後に於いても、行き先等情報を入手し、経路の確保にあたる。また、遊撃隊の運用を的確に判断すると共に、救急車両の迅速な退出を支援する。

救急車両の通行経路にある警備箇所には、警備ポイントにて通過情報を地区警備本部へ連絡する。

## 第2 交通事故発生時の対応要領

交通事故については、物損事故と人身事故に大別されるが、いずれの場合でも迅速かつ的確な対応が必要である。

### 1 事故状況の把握

交通事故を認知した場合は、速やかに次の確認を行う。

- ・物損事故なのか人身事故なのか
- ・人身事故の場合は、負傷の程度や性別、年齢等
- ・事故関係者がいるか

### 2 地区警備本部の即時報告

状況確認を終了した時点で、その内容を即刻地区警備本部へ連絡する。

### 3 110、119番通報の実施

地区警備本部は、原則として運営本部へ連絡すると共に、警察官の臨場を仰ぐ。又、負傷者の状況により関係者による救急要請を実施している場合は、110番通報は実施せず、関与しないで報告書記載の必要最小限度の情報入手とする。

### 4 現場保存の実施と周辺の安全確保

110（119）番通報を実施した場合は、遊撃隊を派遣し現場保存を実施す



ると共に、周辺誘導業務を実施する。

#### 5 警備車両等の誘導と状況報告

警察車両が到着した場合は、事故現場に誘導すると共に、警備員自身の知りえた状況を報告し、必要に応じて現場保存や交通誘導を実施するが、原則的には警察官の指示に従う。

#### 6 詳細な情報の把握

可能な範囲で氏名・年齢・連絡先・住所等、詳細な原因を本人あるいは、同行者より調査し、速やかに報告書を作成し、地区警備本部への有線連絡を実施する。

#### 7 事案対応終了後、速やかに報告書を作成し、地区警備本部に提出する。

### 第3 火災発生時の対応

#### 1 火災状況の把握

火災を認知した場合は、速やかに次の項目の確認を行う。

- ・火災の程度（火の勢い）
- ・周辺の観客状況
- ・初期消火状況の有無
- ・負傷者の有無

#### 2 地区警備本部の即時報告

状況確認を終了した時点に於いて、速やかにその内容を地区警備本部に連絡する。

#### 3 119番通報の実施等

地区警備本部は、直ちに119番通報を実施して、消防車両を要請すると共に、運営本部に連絡する。

#### 4 初期消火及び避難誘導の実施

地区警備本部は、直ちに直近の遊撃隊に連絡し、消火器や消火栓を用いて、初期消火活動及び付近観客の避難誘導、現場立ち入り禁止措置を実施する。

但し、火の勢いが強く初期消火が困難な場合は、無理な初期消火は行わず、避難誘導を徹底して行う。

避難誘導に於いては、原則として2方向に誘導するものとして、観客に不安を与えないよう関係者その他スタッフと連携して行う。

また、負傷者がいる場合は、消防隊が到着するまでの間、負傷者の救急活動を行う。

#### 5 消防車両の誘導と到着の申し送り

消防車両の誘導については、第一に示すとおりであり、消防隊が到着した後は消火活動等を引き継ぎ、必要に応じて立ち入り禁止措置や、避難誘導を継続して実施する。

#### 6 火災鎮火報告等

消火活動が終了し火災が鎮火した時点で、地区警備本部に即報し、あわせて周辺の負傷者の有無及び被害の程度を連絡する。

その後、消防隊による現場検証のための現場保存業務を必要に応じて実施し現場検証の結果を地区警備本部に有線連絡する。

#### 7 報告書の作成

地区警備本部は、事案対応終了後速やかに報告書を作成して運営本部に提出する。

### 第4 各種不法事案発生時の対応

#### 1 各種不法事案犯対応

不法事案の様態は(別添6:予想される不法事犯の模様及び措置要領一覧表)のとおり。

#### 2 措置要領

警備員が不法事犯を認知したときは、別紙一覧表の措置要領により処置する物とする。

(1)「即報する」とは、状況を直ちに隊長並びに総合警備本部又は、現地警察官に報告する事を言う。

「警告・制止」とは、不法(違法)行為を中止するように身振り、手振り又笛を吹鳴する等して注意することを警告といい、警告に従わない場合は相手の腕を掴む、後方からベルトを掴む等必要最小限の実力行使により、その行為を止めさせる事をいう。

(2)「動向監視」とは、速報後も引き続き相手方の行動を監視し、到着した警察官に引き継ぐことをいう。

(3)「現行犯逮捕」とは、目の前で犯罪が行われ又は犯罪が行われて間もなく、犯罪と犯人が明白である場合に、警備員又は警察官が逮捕することを言う。

#### 〔法令〕

現行犯人 刑事訴訟法第212条

・現に罪を行い、または現に行い終わったものを現行犯人という。

現行犯逮捕 刑事訴訟法第213条

・現行犯人は、何人でも逮捕状無くしてこれを逮捕することができる。

#### 3 注意事項

(1) 不法事犯を認知したときは、事犯のみにとらわれず観覧者の安全に配慮する

- こと。
- (2) 各警備員との連絡を密にし、相互協力して措置にあたる事。
  - (2) 警備員自らが現行犯逮捕する場合は、犯罪と犯人が明白である場合に限り、逮捕できるかどうか不明の場合は、地区警備本部を通じて、警察に通報しその応援を求める事。
  - (3) 現行犯逮捕できる場合でも、相手はどのような手段を使ってでも逃げようとするため、無理することなく相手の動向に気を配り、受傷事故には十分留意する事。
  - (5) 警察官に引き継いだ後でも要請があれば積極的に支援にあたる。
  - (6) 報告書の作成と提出  
地区警備本部は、事案対応終了後速やかに報告書を作成して運営本部に提出する。

#### 第5 水難事故発生時の対応

- 1 事故状況の把握等  
水難事故を認知した場合は、速やかに次の項目の確認を実施する。
  - ・溺れているのか、転落したのか
  - ・人数
  - ・推定年齢
  - ・性別
  - ・複数の警備員での救出の可否及び近くに救護できる道具の有無
- 2 地区警備本部への即時報告  
状況を把握した時点に於いて、速やかにその内容を地区警備本部へ連絡する。
- 3 遊撃隊の派遣と119番通報  
複数の警備員での救出が可能な場合は、警備本部は速やかに直近の遊撃隊に現場急行の連絡を実施し、自身の受傷事故には十分に注意しながら救出活動を実施する。  
救出が不可能或いは救出したが意識不明等の渋滞である場合は、直ちに119番通報を実施し、その際の救急車両の誘導等は第1のとおりである。
- 4 現場保存と周辺の安全確保  
遊撃退は、救出活動時及びその後一定の時間については、現場保存を実施し、周辺の安全確保を図り、2次・3次災害の防止を図る。
- 5 詳細情報の把握  
1、で示す状況確認後においては、可能な範囲で氏名・年齢・連絡先・住所・詳細な原因等を本人或いは同行者などから事情聴取し警備本部への連絡事項とする。

## 6 報告書の作成と提出

警備本部は、事案対応終了後速やかに報告書を作成して総合警備本部へ報告する。

### 第6 天災発生時の対応

天災事案発生時には、まず的確な情報を迅速に収集する事が肝要であり、特に遊撃隊を中心にしてスムーズな対応を実施する。

#### 1 情報収集

地震等の天災事案が発生したときは、地区警備本部は各警備隊及び各遊撃隊に、情報収集の旨を連絡し、各場所の異常の有無を確認する。

異常の有無について、特に確認が必要な箇所は次のとおりである。

- ・会場周辺における建築物の確認（倒壊、亀裂、傾き等）
- ・海岸沿いにおける亀裂等の発見
- ・海中への転落者の確認
- ・駐車場における陥没箇所、湧水
- ・観客に対する情報伝達及び危険箇所からの避難誘導

#### 2 地区警備本部への連絡

各隊は、施設の損壊及び負傷者の発生等の確認を実施し地区警備本部へ即報を実施する。

#### 3 異常発生時の措置

異常が発生しているときは、その内容に応じて適切な措置を講じて、被害の拡大防止を図ると共に、建物の倒壊の恐れや土砂崩れ、堤防の損壊等認められる時は、立ち入り禁止措置を実施して安全を確保する。

#### 4 避難誘導

立ち入り禁止等の措置を講じた場合、或いは大雨等天災が継続する場合は、観客等に対して避難誘導を実施する。

避難誘導は、観客等に不安や動揺を絶えないように自信を持って毅然と実施する。

#### 5 警察・消防機関との連携活動

異常発生時や大規模災害である場合は、総合警備本部より110・119番通報を実施するが、その場合に於いては緊急車両の誘導やその活動を協力して実施する。

#### 6 報告書の作成と提出

地区警備本部は、事案対応終了後速やかに報告書を作成し、総合警備本部へ報告する。

### 第7 迷子等取り扱いの対応

迷子については「子有り親求む」「親有り子求む」の場合があるが、各警備員は、最寄に警察官がいる場合は、その警察官に措置を委ねることとし、最寄に警察官がいない場合は、警備本部を通じて警察への通報を実施し措置を委ねる。

警備本部は、必要に応じて各警備区に迷子の手配を実施し捜索するものとする。特に「子求む」の場合は、各種事件事故に巻き込まれる可能性が十分あることからより慎重に取り扱いすること。取り扱い結果にあつては、書類報告とする。迷子の取り扱いについては、迷子センター（仮称）への案内広報を実施する。

### 第8 遺失物・拾得物取り扱い等の対応

#### 1 遺失物の取り扱い

遺失物の申告があつた場合は、最寄の警察官、臨時遺失・拾得物取扱所及び総合案内所を教示し、措置を委ねる事とする。

#### 2 拾得物の取り扱い

来場者の届出を受理した場合は、最寄りの警察官、臨時遺失、拾得物取り扱い所及び総合案内所を教示し、措置を委ねる事とする。（所定の書式作成）  
（別添7：遺失・拾得物届出書 参照）

### 第9 不審物発見時の対応

#### 1 不審物を発見した場合

- ・触れるな
- ・動かすな
- ・近づくな

の三原則を厳守し、即時地区警備本部に連絡する。

#### 2 110番通報

地区警備本部は、不審物の置かれている状況について110番通報し、その指示を受けると共に、警察官の臨場を要請する。

#### 3 立ち入り禁止措置の実施

地区警備本部は、直ちに直近の遊撃隊に現場立入禁止措置を要請し、広報活動を実施しながら周辺の安全確認を実施して、警察官の到着を待つ。尚、広報活動は「現在、この場所は立ち入り禁止となっておりますので、別の場所にお回りください」等、観客に不安や動揺を与えないように実施する。

#### 4 警察官臨場後の措置

警察官が臨場した後に於いては、原則として措置を委ねるが、必要に応じて現場周辺の安全確保を引き続き実施して、その検索に協力する。

5 異臭等を発見した場合

異臭と異様な臭気を感じた場合、申告を受けた時は、前項と同様な措置を構ずるものとする。

6 報告書の作成と提出

警備本部は、事案対応終了後速やかに報告書を作成し、総合警備本部へ提出する。

## 第4節 無線通話編

### 第1 無線設備

1 基地局

移動局と通信を行う為、警備本部に開設した固定無線局を基地局という。

2 移動局

本イベント会場内外等を移動中又は停止中に運用する携帯用無線局を基地という。

### 第2 通信系等

通信系等は、会場毎の2系統で運用する。

### 第3 管理責任者

無線機の保管管理の徹底を期するため、総合警備本部に無線機管理責任者を置く。

### 第4 保管及び使用上の留意点

1 保管

管理責任者は、移動局を設置しない場合（充電中を除く）には、完全施錠できる保管庫に保管する。

2 使用上の留意点

移動局（携帯無線機）を使用するにあたっては、その取り扱いに十分注意し、盗難、破損及び紛失などの事故防止に努める。事故発生時は、直ちに管理責任者へ報告する。

### 第5 移動局取扱者

移動局を取り扱うものは、次の事項を遵守する事とする。

- ・移動局は、会場内外に於いてはイベント運営のために必要な通信のみに使用すること。
- ・移動局は、基地内に対して必ず開閉局の通報を実施し、開局後は常に傍受体制をとること。
- ・特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受して、その存在もしくは内容を漏らし、又はこれを窃用しないこと。
- ・呼び出して応答が得られない場合、又は通話開始の要求に対して指示が得られない時は、自局の機器に異常の有無を確かめるなど適切な処置を講じ、無用な電波を発信しないこと。
- ・通話を行うにあたっては、冷静沈着を旨として感情に走ったり又は興奮していたずらに高音を発するなど、不適切な通信をしないこと。

#### 第6 通話の種類

- 1 至急通話  
特に至急を要する通話をいう。
- 2 普通通話  
至急通話以外の通話をいう。

#### 第7 至急通話の優先扱い

- 1 割り込み通話  
至急通話は、普通通話の通信中に於いても割り込み通話ができるものとする。
- 2 至急通話の優先  
普通通話の通信中に、至急通話の呼び出しを傍受したときは、直ちに通話は中断し、至急通話を優先させなければならない。

#### 第8 通話方法

- 1 通話における遵守すべき事項  
無線通話を行うときは、次の事項を遵守する。
  - ・必要の無い通信は行わないこと。
  - ・無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔・明瞭にすること。
  - ・無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときには直ちに訂正する。
  - ・無線通信を行うときは、相手局を呼び出して、自局の呼び出し名称を付し、その出所を明らかにすること。

- ・送信が長くなるときは、30秒毎に3秒間電波の発信を中止する。
- ・通話の途中で相手を待たせる場合は、原則としてその通話をいったん打ち切ること。

## 2 通話方法

通話方法は

- (別添8：普通通話の方法)
- (別添9：至急通話の方法)
- (別添10：指令通信の方法) のとおり。

## 第9 送信速度

通話の送信速度は、日常会話程度を標準とする。但し、通話の内容又は相手方の受信状態の良否に応じて適宜これを調整する。

## 第10 応対及び解信の順位

一斉呼び出しの応対及び解信の順位は、無線局の一連番号順による。

## 第11 無線局の呼び出し名称及び配置

無線局の呼び出し名称及び配置は、(別添11：無線呼称一覧) のとおり。

## 第12 メリット(感度)交換要領

### 1 メリット(感度)の内容

メリット表	感度説明
メリット 1	全く聞こえない
メリット 2	途切れ途切れでほとんど聞こえない
メリット 3	かなり雑音はいるが、内容は聞き取れる
メリット 4	多少雑音が入るが、よく聞こえる
メリット 5	非常によく聞こえる。感度良好。

### 2 交換要領

発報要領については (別添8：普通通話の方法) のとおり。

## 第13 無線用語の説明



用語	説明
再送願う	もう一度送信せよ
転配せよ	ある場所から、ある場所に移動せよ
帰隊せよ	待機所もしくは警備詰所まで帰ること
本件了解か	通信内容用件が確認できたかどうか
数字発報	時間的なものを略して 1234(12時34分)と発報する

## 第5節 警備業務用資材の形態と使用

### 第1 警備用資材機器の準備・携行

各警備隊に於いては、(別添3：イベント自主警備に関する問題点とその対策一覧)に記載の資器材を携行して業務を実施する。

又、混雑時や現場保存等に使用するカラーコーン、パー及びロープについては、あらかじめ指定した場所に搬入し使用可能な状態にしておく。

尚、資器材の保管及び使用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・資器材の点検を怠らず、いつでも活用できる様にして置く事。
- ・資器材の保管、取り扱いに注意し、その破損、紛失等の無いようにして置く事。
- ・資器材の使用方法を習熟し、その効果的活用に努める事。
- ・資器材を、本警備以外の用に供させない事。

### 第2 その他

大蔵海岸会場（7/21（土））

《イベント内容一覧》

イベント名	日 時	場 所	内 容	出演・出店団体等
花火大会	21日（土） 19:45～20:30	東蔵海岸から打ち上げ	明石海蔵大祭をバックにスターメインや迫力のある5号玉など約3,000発が夜空を彩る。 ○打ち上げ花火（最大5号玉等） ○仕掛け花火（スターメイン等） ○メロディ花火 等	
スイカ無料配布	21日（土） 18:00～19:45	東蔵車場内バス駐車場	大人から子どもまで大人気のスイカ無料配布を実施。	●明石市商店街連合会
夜店市	21日（土） 18:00～21:00	東蔵道路	約200店舗以上の夜店が大蔵海岸東蔵道路上及び歩道上に出店する。	●神農商業協同組合明石支部 ●模擬店舗開発事業 敬神会

《タイムテーブル》

イ ベ ン ト 名	18	19	20	21
花火大会			—	
スイカ無料配布	—	—		
夜店市	—	—	—	

その他協賛行事(7/21(土))

《イベント内容一覧》

イベント名	日 時	場 所	内 容	出演・出店団体等
タコ祭り	21日(土) 18:00~21:00	大蔵海岸西地区	市内漁協によりタコ釣りを実施し、魚のまち明石をPRする。 天当日の都合により中止の場合有	●明石浦漁協同組合
民謡大会	21日(土) 13:00~17:00	市民会館中ホール	市内各サークルより日頃から練習を重ねている全国の民謡を披露する。	●明石市民謡連合会

《タイムテーブル》

イベント名	13	14	15	16	17	18	19	20	21
タコ祭り									
民謡大会									

大蔵海岸 [ 明石市民夏まつり ] 自主警備に関する問題点と対策

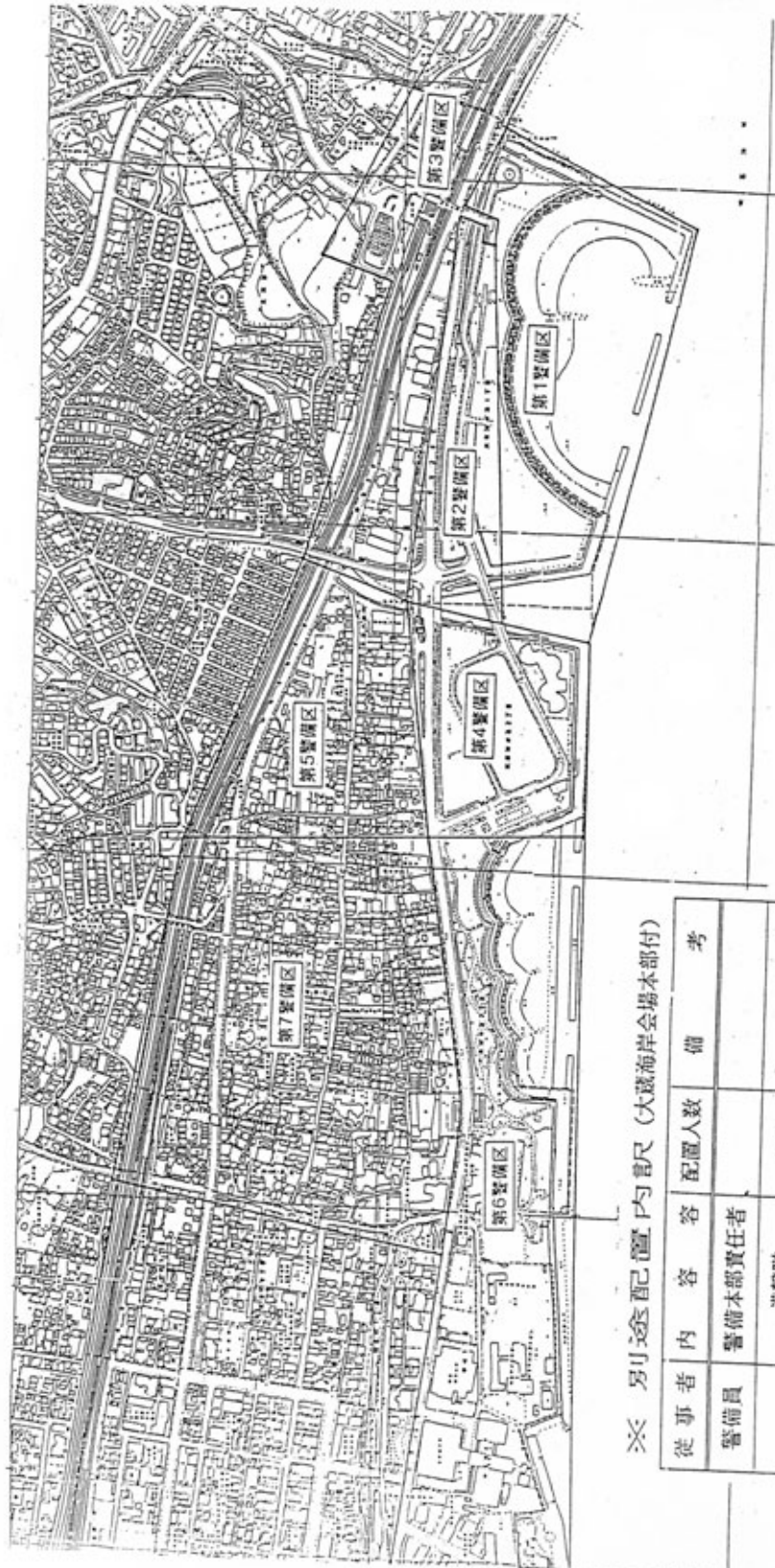
診断箇所	現状並びに運用(特性)	問題点	対策
1. 交通誘導対策			
(1) 国道2号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道幅 1.5M</li> <li>横断歩道 東側幅員 2M</li> <li>西側幅員 3M</li> <li>信号機(押しボタン式)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車道へ歩行者が溢れる事による交通事故及び接触事故が予測される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信号遵守の広範囲による事故防止。</li> <li>警察官の臨場要請及び、信号サイクルの変更要請。</li> <li>カラーコーン等資器材による、歩車道の境界線設置による一寸駐車</li> </ul>
(2) 国道28号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>渋滞発生時、やみくもに横断する若年層への警戒。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故の危険性が認められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラメガ資器材を活用し、横断歩道へ案内誘導を実施し交通事故防止に努める。</li> <li>カラーコーン等資器材による、歩車道の境界線設置による一寸の阻止。(付近1.5kmに亘りカラーコーン横断)</li> </ul>
(3) 国道2号線と28号線との分岐点	<ul style="list-style-type: none"> <li>大蔵海岸駐車場の収容台数 一般 400台。</li> <li>市役所横300台</li> <li>市役所90台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道2号から28号への交差点が渋滞する</li> <li>駐車場への案内看板の増設が必要である</li> <li>近隣駐車場への案内広報を実施する</li> <li>主催者発表の観衆から逆算すると 2,500台分の収容台数が必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備員5名を配置し、強軍着及び広報にて渋滞の緩和に努め、交通事故防止に努める。(市職員は応援あり)</li> <li>国道2号線西行き車道に対して、明石市市役所駐車場(収容台数90台市役所横300台)の駐車場へ案内広報を実施する。</li> <li>国道2号線東行きの車道に対しては、筒子方面への一般駐車場の案内を実施する。</li> </ul>
(4) 大蔵海岸中央交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>28号線西行き及び東行きの送迎車両が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渋滞の原因となる</li> <li>導線案内看板等の不備が認められる</li> <li>大蔵谷及び自転車にての来場者について接触事故等の発生が懸念される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央交差点を含む東側道路の、歩行者天国のお願い(明石警察署)</li> <li>カラーコーン等資器材による、歩行者の境界線設置による一寸駐車</li> </ul>
(5) 沿道の店舗用駐車場について	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両による通り抜けと、通り抜けが困難と判断しての進入。(ファミリーレストラン、すかいらーく 45台</li> <li>マリナ、和食さと 70台</li> <li>パールパ- 20台</li> <li>蔵くら 50台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗とのトラブル(事前に協力要請)</li> <li>国道28号線による迷惑駐車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点西から東に向かったの右折車線及び東側から西に向かったの左折車線の閉鎖の実施。</li> <li>〈駅から会場での導線対策〉</li> <li>※ 歩道幅員が1.5Mと比較的狭い場所が多く、車道へ溢れる等の危険が予測される為、交通誘導員にて交通事故の防止を図る。</li> <li>特にファミリーレストランの駐車場から入退出する可能性が高いため、入口に警備員を配置し通り抜け出来ないうねの案内を実施する。</li> <li>動向巡回中にて危険に努めるとともに渋滞緩和の対応を実施する。</li> </ul>

診断箇所	現状並びに運用(特性)	問題点	対策						
2、踏踏整備対策 (1)JR船橋駅とその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅から海岸へ向けて幅員6M、全長約100Mのアーケード型歩道橋が構築されている。(海側階段47段 密度3で約1,800人滞留)</li> <li>自転車及び徒歩にての乗降者対応。</li> <li>駅前バス回転用ロータリーがある。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="667 1395 754 1641"> <tr> <td>券売機</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>改札口</td> <td>5(身障者用1)</td> </tr> <tr> <td>駅前広場</td> <td>380㎡</td> </tr> </table> 密度3で約1,000人滞留	券売機	4	改札口	5(身障者用1)	駅前広場	380㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段(7段)が設置されていることから、踏踏事故が予測される</li> <li>イベント終了時刻が決まっている為、改札口の混雑が予測される(00:00以降30分毎に1本の増)</li> <li>船橋歩道橋での滞留が多い</li> </ul>	<b>(各駅付近の基本対策)</b> ※ 主要駅付近に於いて固定配置及び巡回の警備員を適宜配置し15,000人の予想利用者に対する、船橋歩道橋及び階段昇降時に於ける踏踏事故の防止に努める。 ・警備員 ポスト、警備員 ポストにて足元注意広幅を実施し踏踏事故防止に努める。 ・混雑が予測される為、傷りのキップ購入の案内を要請し、混雑を緩和する。 ・駅前ロータリー付近の運送駐車及び駐輪の広幅を実施する。 ・電車の便が少ないため、改札口前、入場制限の予測。
券売機	4								
改札口	5(身障者用1)								
駅前広場	380㎡								
(2)JR船橋駅から大蔵海岸までの踏踏(1次導線) 船橋歩道橋(アーケード型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大蔵海岸側に設置してある広いベンチ使用が自由に誰でも使用出来る状態にある。</li> </ul>	頭蓋待ち及び身障者に対する配慮の必要性がある	<b>(導線確保の基本対策)</b> ※ 国道沿線上の歩道及び、アーケード歩道、階段等の各導線上に警備員を適宜配置し、広幅及び協力要請等により導線確保を実施するとともに、交通事故、接触事故、転落事故を防止する。 ・健全者には階段使用の案内を実施し、身障者・老人等社会的弱者を優先使用とする。 ・固定配置にて警備員を実施し、事故防止にあたる。 ・階段下に段差が認められたので注意広幅が必要である。 ・照明設備の要請と固定配置要員による広幅の実施。						
(3)山手線電鉄東側アンダーパス(踏道トンネル) (2次導線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンダーパス(踏道トンネル)の段差</li> <li>アンダーパス(踏道トンネル)の段差照明等の不備</li> </ul>	アンダーパス内の段差による顕著な予測される	・警備員6ポストを配置し、無理な横断の禁止及び先頭車両の停止確認後の横断広幅案内を実施し事故防止に努める。 ・大蔵海岸入り口、28時以降下にある歩行者アンダーパスへの誘導、及び案内広幅の徹底。						
(4)山手線電鉄大蔵谷駅とその付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内及び看板による導線の欠如。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1137 1395 1225 1641"> <tr> <td>券売機数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>改札口</td> <td>1人 1出</td> </tr> <tr> <td>駅前広場</td> <td>35㎡</td> </tr> </table> (終日無人駅)	券売機数	2	改札口	1人 1出	駅前広場	35㎡	・歩行者の車道へのはみ出しが予測され、接触事故の可能性が高い ・無理な横断による事故の危険性	
券売機数	2								
改札口	1人 1出								
駅前広場	35㎡								

診断箇所	現状並びに運用(特性)	問題点	対策
3、大蔵海岸会場対策		-3-	
(1)大蔵海岸西地区付近について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深瀬時対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満潮時による危険性が予測される</li> <li>・岸辺まで下りる観客に対する対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備員6ポスト、整理員3ポスト。</li> <li>・突堤付近に警備員を配置し立ち入り禁止区域への侵入警戒を実施する。</li> </ul>
(2)波打ち際の立ち入り禁止区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段及び専用アケードの確保</li> <li>・砂浜の階段の盛り込み</li> <li>・海岸砂浜、波打ち際の警戒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸付近の階段付近及び連絡通路での盛り込み客の対応</li> <li>・海中への転落が予測される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非難通路確保、通路確保のための禁止広帯帯を実施し、確保に従事する。</li> <li>・特に警戒が必要な箇所にて警備員、整理員の固定配置にて安全を確保する。</li> </ul>
4、その他の対策			
(1)VIP 対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備導線について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道2号線から、別途一般導線外の経路を使用する。</li> <li>・退出につき、休憩所付近まで車両入場が可能であり、遊撃隊の活用も合わせて対応する。</li> </ul>
(2)露店対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道2号線・28号線及び会場付近にて、露店及び露店車両の出没が予測される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発見とともに、遊撃隊の出動を要請し、公道管理地等と対応も異なる事から下記の要領にて対応する。</li> </ul> <p>発見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 即報 総合警備本部</li> <li>② 通報 警察・管理者</li> <li>③ 口頭注意</li> <li>④ 警察官・管理者の到着を待って警察官・管理者に協力し、排除措置をとる。</li> </ol>
(3)海岸からの転落対策及び緊急搬送対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者及び警察・消防・その他関係機関と協議し、浮き輪、救助用ロープ等の準備をしておく必要がある。</li> <li>・救急車の進入経路及び範囲、並びに海岸からの搬送方法(担架等の準備)及び搬送場所の決定。</li> </ul>

診断箇所	現状並びに運用(特性)	問題点	対策
2、艀路警備対策			-4-
(4)堤防での釣り客、遊覧船及びジェットスキー等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶対釣りの場である事。</li> <li>・花火打ち上げに伴う立ち入り禁止区域が海上にも及ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察・消防・海上保安庁の指導を仰ぎつつ、日付、時間入りの立て看板等を設置し事前協力要請、広報が必要不可欠である。</li> </ul>
(5)暑走禁対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>・導線警戒班の固定配置及び遊撃隊の運用にて、接触事故及び巻き込み事故の警戒を実施するとともに、警備員自身の受傷事故防止に努める。</li> <li>・警察への通報。</li> <li>・情報班の配置による、動向監視及び対応。</li> </ul>
(6)住民対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏場の海水浴による、花火等での影響もあり、事前対策の要請(明石警察署よりの指導)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路地等、導線以外の進入</li> <li>・ゴミ等の投機</li> <li>・騒音等の迷惑行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要導線経路以外の路地等の通行及びゴミ等の投機が予測されることから、たて看板などによる事前協力要請と告知が必要である。</li> <li>・会場西側マンジヨンの28号線出入口への固定警備員による、駐車禁止警戒。</li> <li>・花火大会につき、音・迷惑駐車など事前広報を実施し、理解と協力を仰ぐ。</li> </ul>
(7)緊急事態対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症等による病人</li> <li>・病気等による病人怪我などによる負傷者</li> <li>・喧嘩等による対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場内外において、固定警備員、遊撃隊の巡回により早期発見及び一般通報等により現場急行し、総合警備本部へ情報を送るとともに、近隣遊撃隊を集結させ救急車に対する導線確保、現場保存、野次馬の排除など実施し、速やかなる事態収拾に努める。</li> </ul>

大蔵海岸会場警備区分図



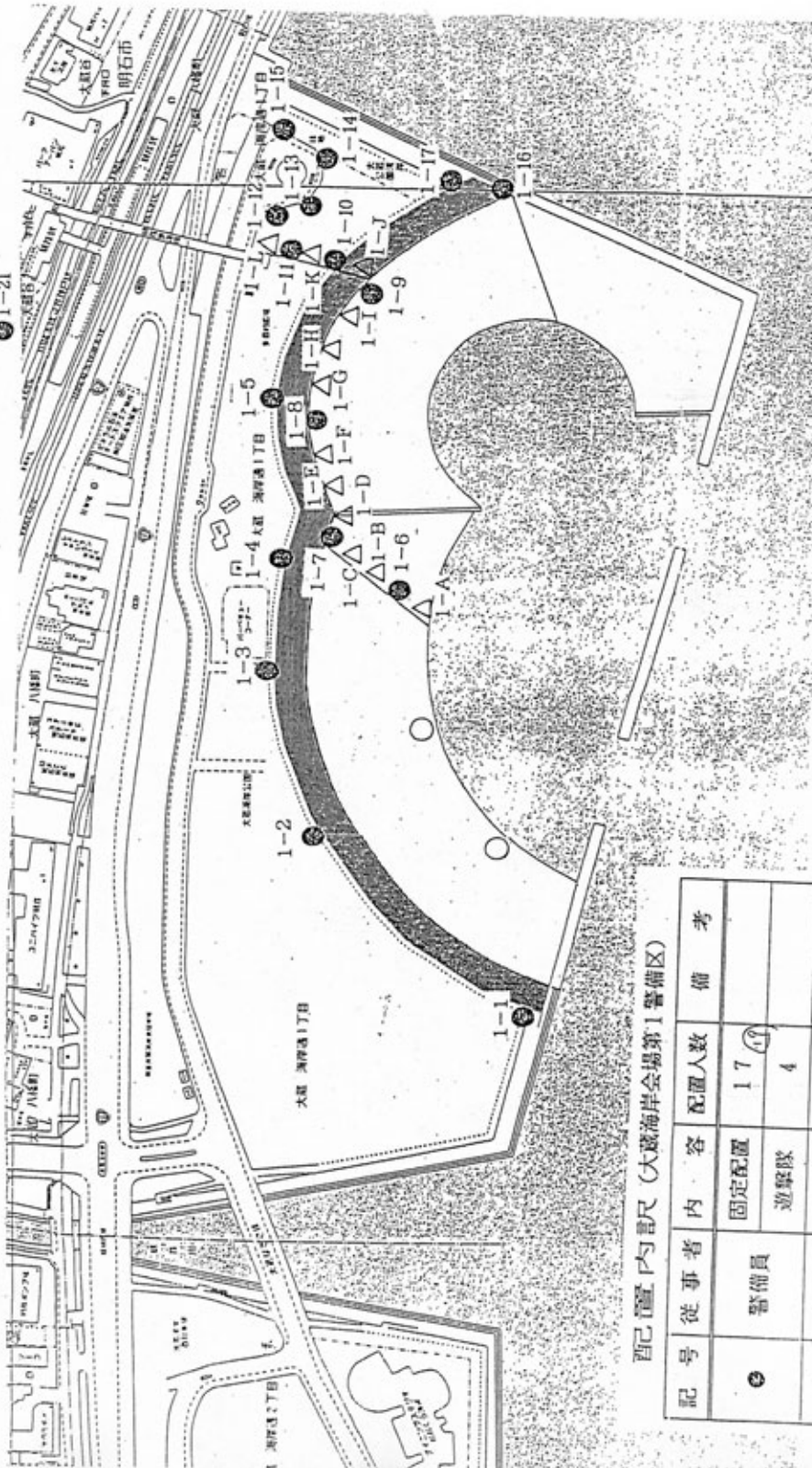
※ 別添配置内書尺 (大蔵海岸会場本部付)

従事者	内容	配置人数	備考
警備員	警備本部責任者		
	遊撃隊	10	
市職員	別添配置	3	



大蔵海岸会場自主警備配置図(第1警備区)

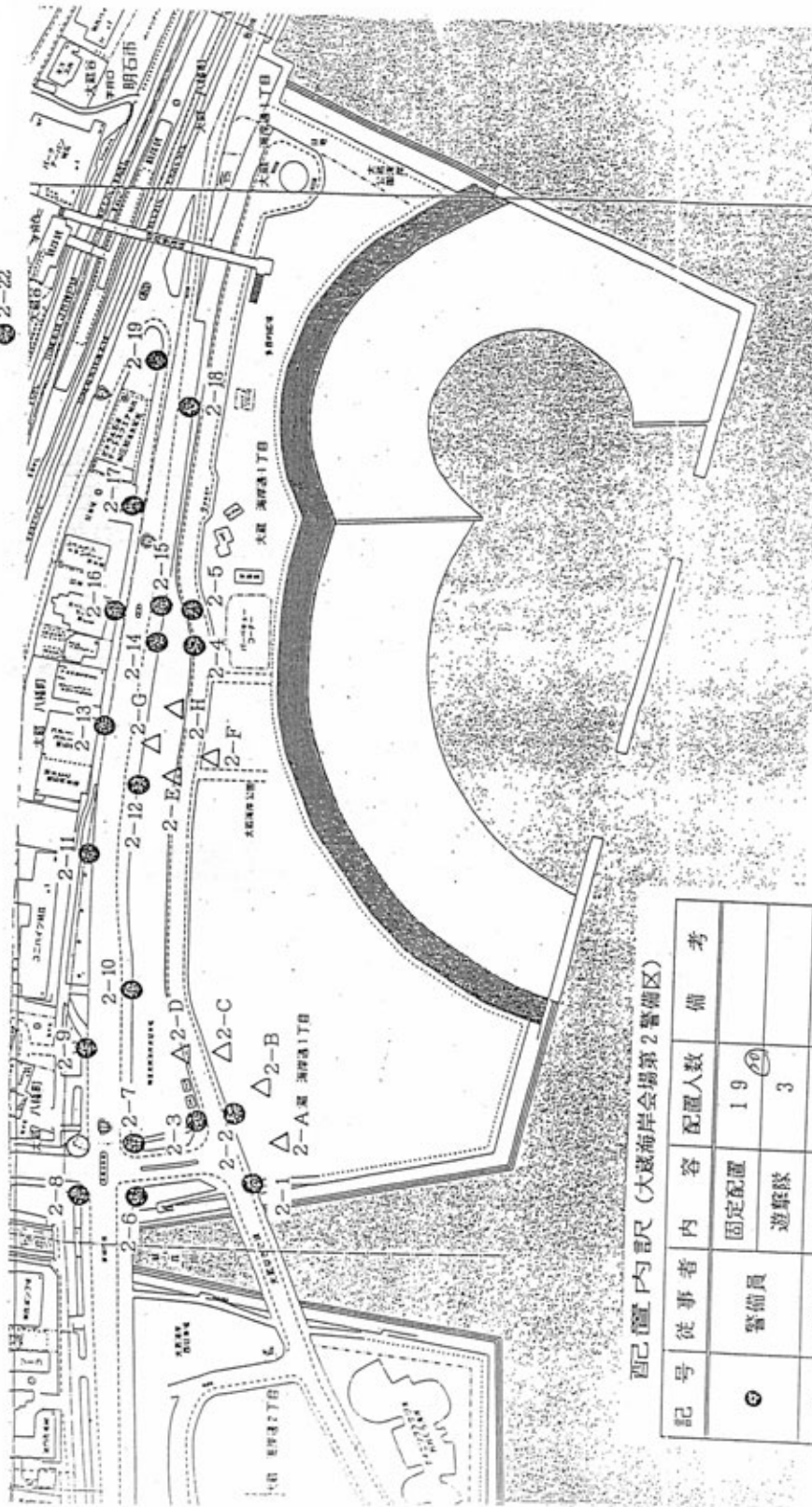
- 1-18
- 1-19
- 1-20
- 1-21



配置内訳 (大蔵海岸会場第1警備区)

記号	従事者	内容	配置人数	備考
●	警備員	固定配置	17	
		遊撃隊	4	
△	市職員	固定配置	12	

大蔵海岸会場自主警備配置図(第2警備区)



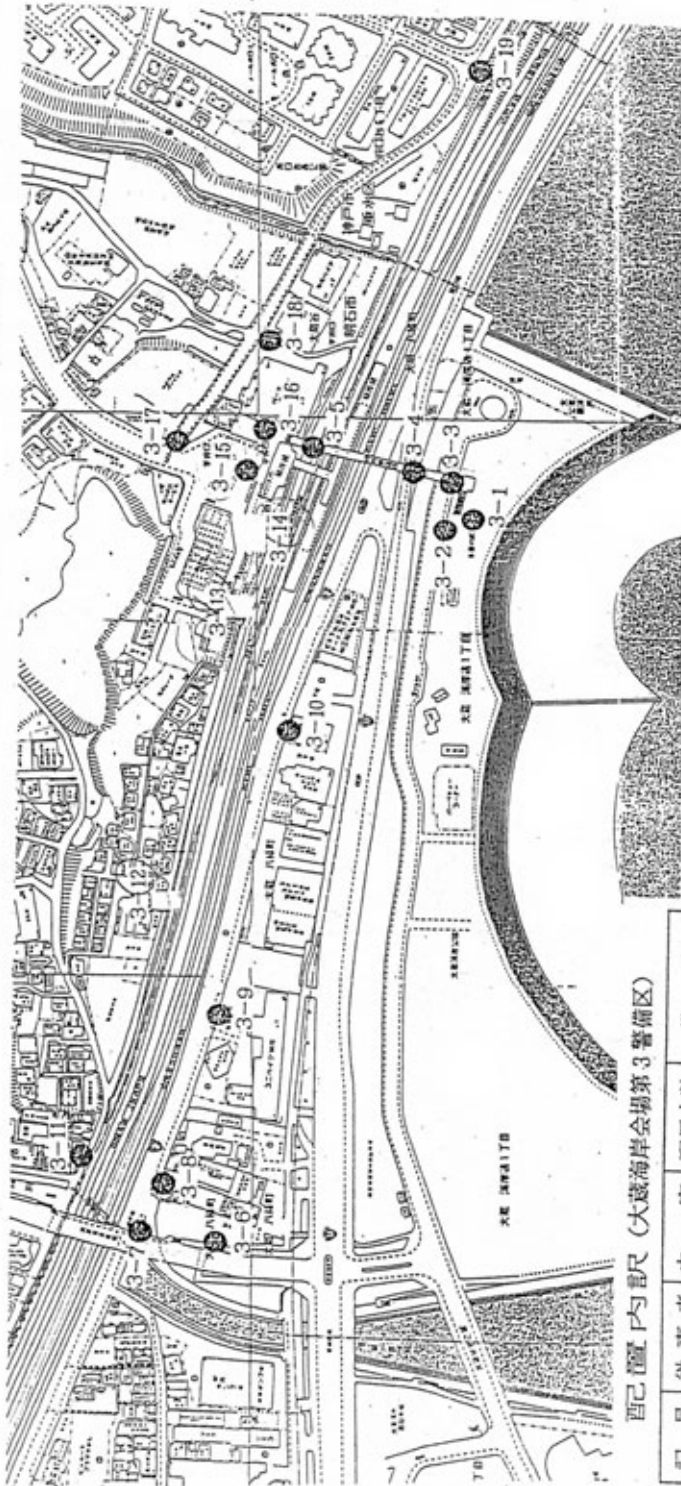
- 2-20
- 2-21
- 2-22

西己置内訳 (大蔵海岸会場第2警備区)

記号	従事者	内容	配置人数	備考
●	警備員	固定配置	19	
		遊撃隊	3	
△	市職員	固定配置	8	

大蔵海岸会場自主警備配置図(第3警備区)

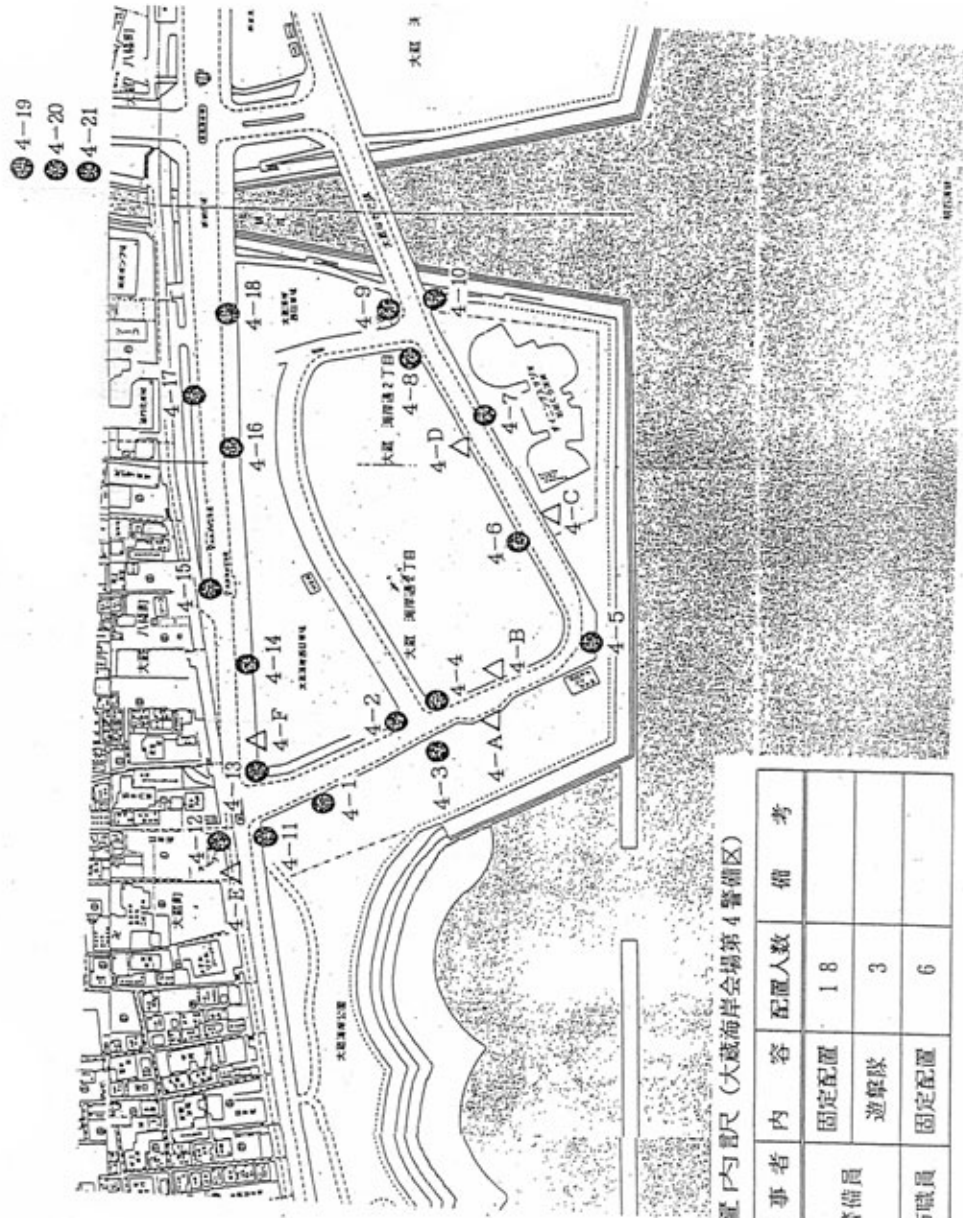
- 3-20
- 3-21
- 3-22
- 3-23



記 置 内 部 尺 (大蔵海岸会場第3警備区)

記号	従事者	内 容	配置人数	備 考
●	警備員	固定配置	16	
		遊撃隊	4	

大蔵海岸会場自主警備配置図(第4警備区)



既配置内数(大蔵海岸会場第4警備区)

記号	従事者	内容	配置人数	備考
●	警備員	固定配置	18	
		遊撃隊	3	
△	市職員	固定配置	6	

大蔵海岸会場自主警備配置図(第5警備区)

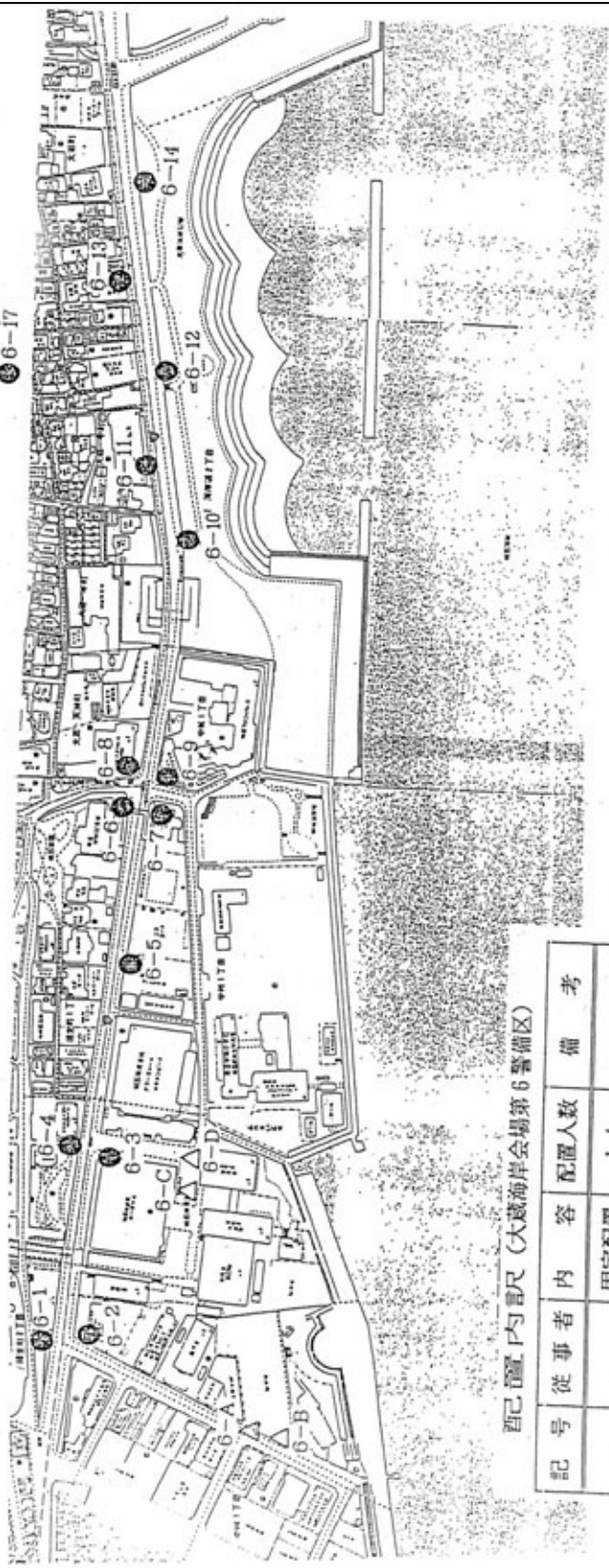


西己(置)内記(大蔵海岸会場第5警備区)

記号	従事者	内容	配置人数	備考
⑤	警備員	固定配置 遊撃隊	17 4	

大蔵海岸会場自主警備配置図(第6警備区)

- ⑥ 6-16
- ④ 6-16
- ⑤ 6-17



自己区内訳(大蔵海岸会場第6警備区)

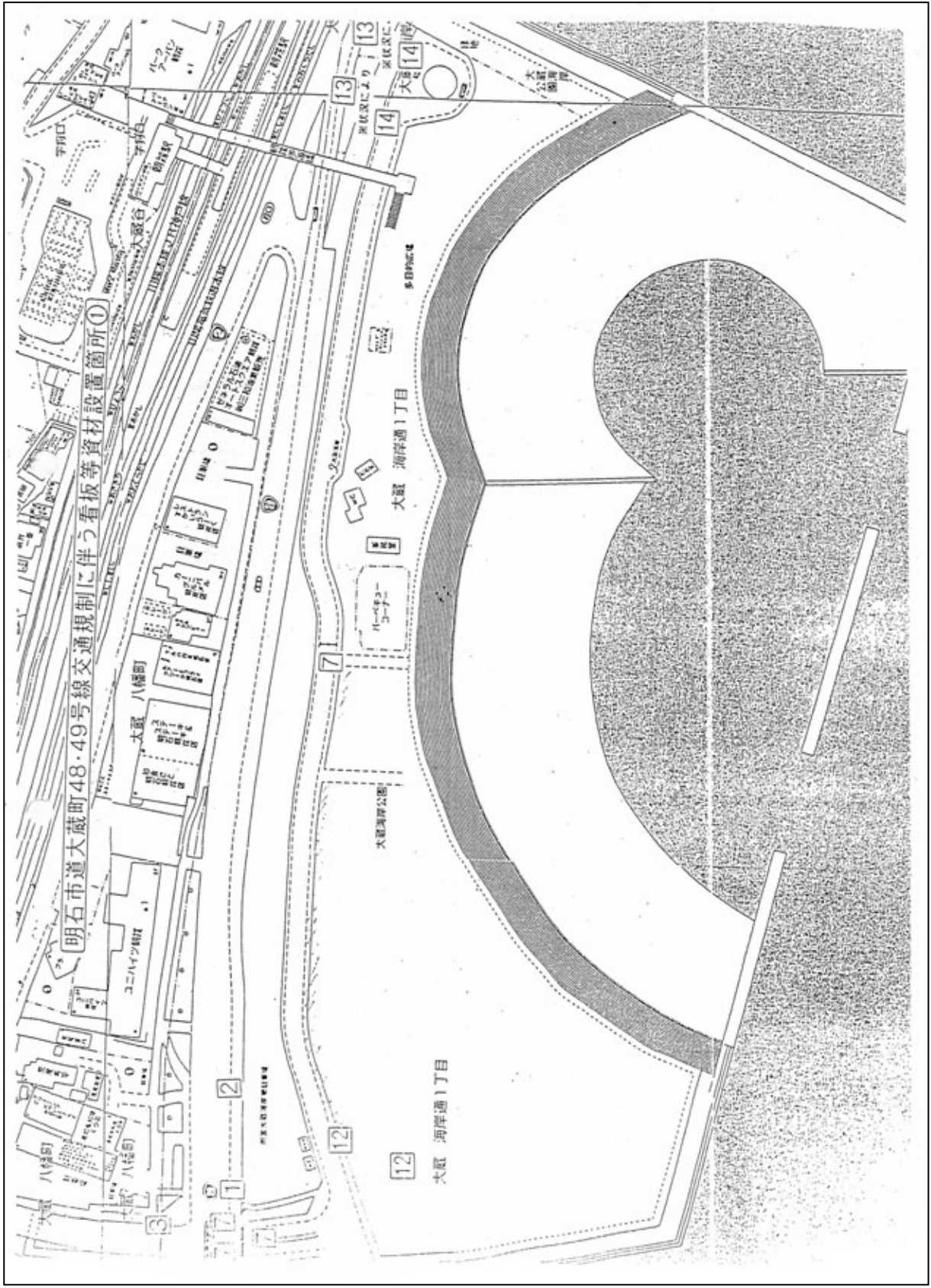
記号	従事者	内容	配置人数	備考
⑥	警備員	固定配置	14	
		遊撃隊	3	
△	市職員	固定配置	4	

大蔵海岸会場自主警備配置図(第7警備区)

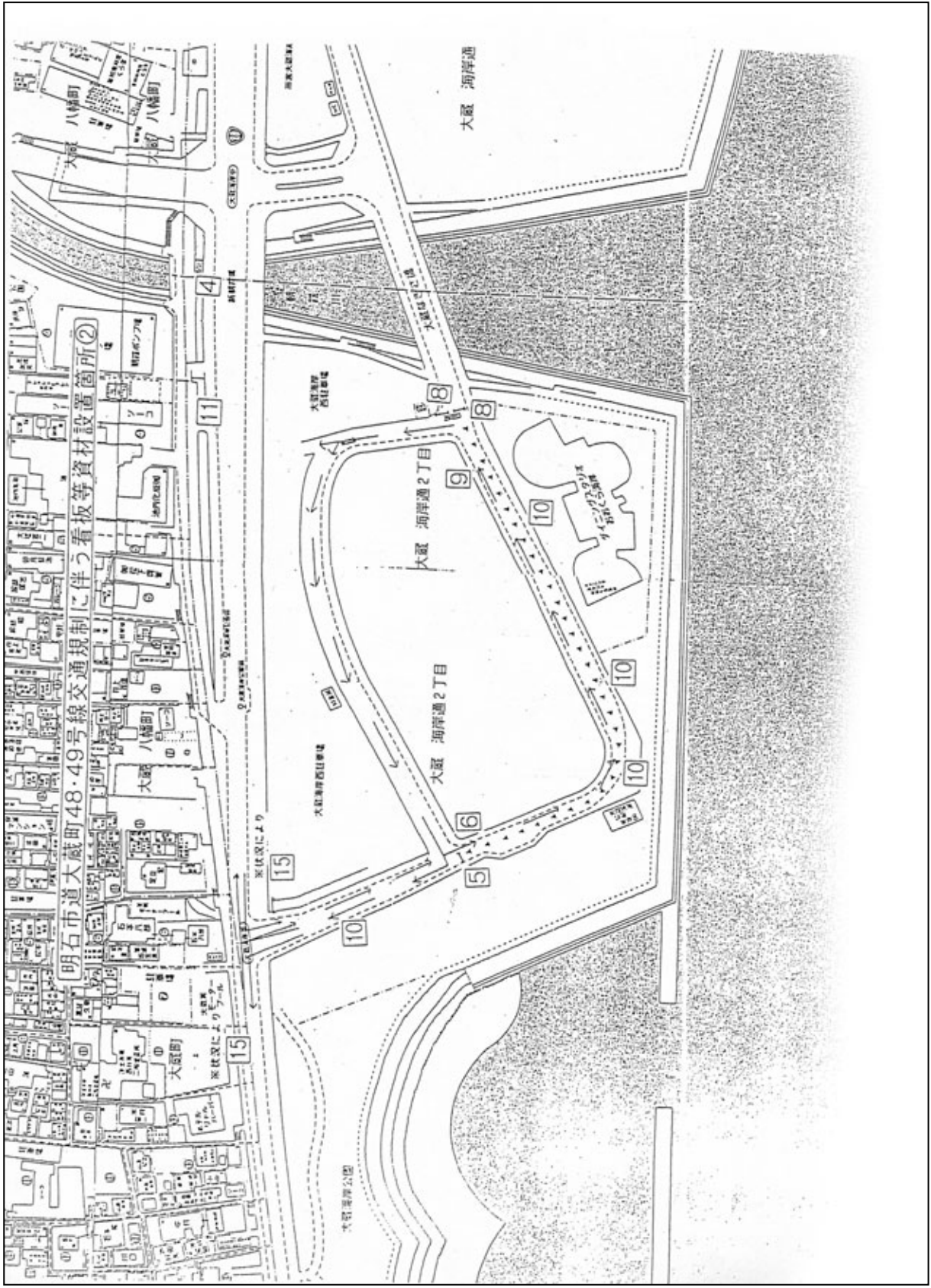


西記置内記 (大蔵海岸会場第7警備区)

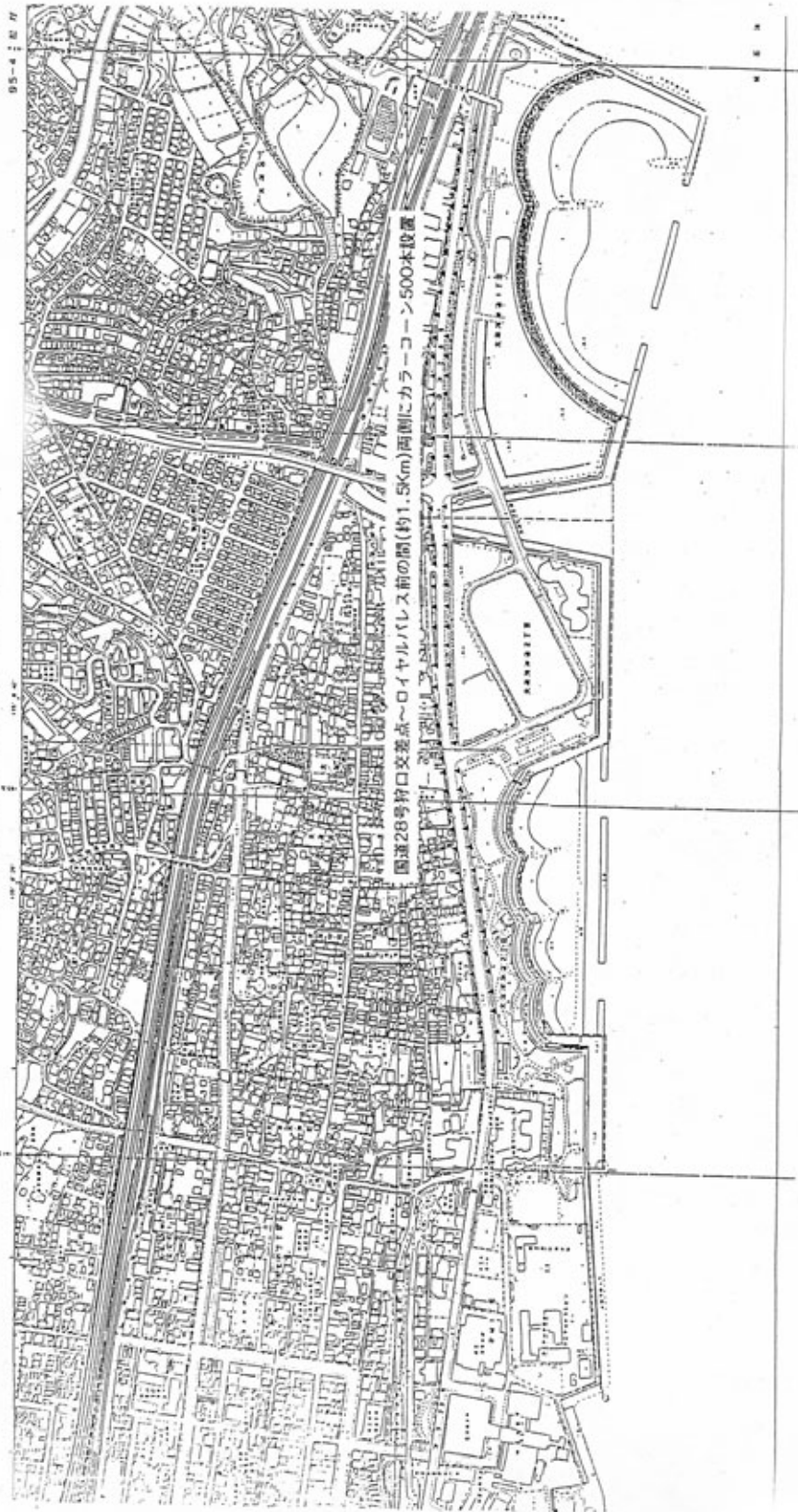
記号	従事者	内容	配置人数	備考
●	警備員	固定配置	14	
		遊撃隊	3	

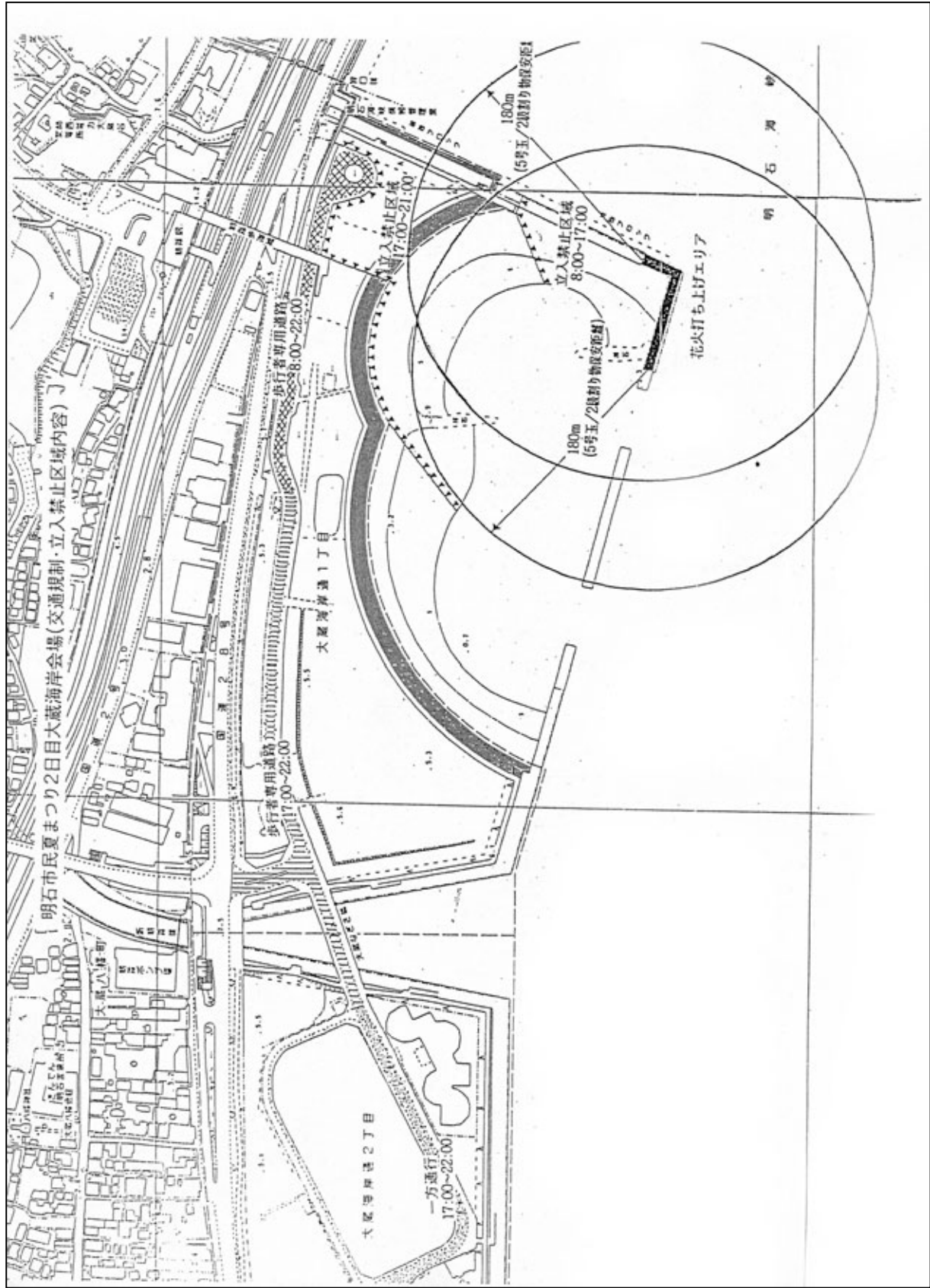






国道28号駐停車対策内容





# 自主警備連絡・調整体制図「明石市民夏まつり」

7月21日大蔵海岸

\*取り扱い注意  
注:緊急時も同時体制とする

各関係機関  
 ・JR明石駅 駅長室  
TEL 078-xxxx-xxxx  
 ・JR朝霧駅 駅長室  
TEL 078-078-  
 ・山陽電鉄 情報センター  
TEL 078-  
 ・明石市営 バス  
TEL 078-xxxx-xxxx

明石市民夏まつり実行委員会  
 ・運営本部(商工観光課)  
TEL 078-918-5018  
FAX 078-918-5126  
 実施責任者  
[Redacted]

119・110番  
 ・明石 警察署  
TEL 078-022-0110  
 ・明石 消防署  
TEL 078-918-0119

自主警備本部  
 (株)ニシカン明石営業所  
TEL 078-  
FAX 06-  
統括責任者  
携帯電話 090-

